

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

平成26年 4 月30日厚生労働省令第61号

改正法令

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

平成31年 3 月29日厚生労働省令第49号

平成31年 4 月 1 日 施行

【旧】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

〔平成二十六年四月三十日号外
厚生労働省令第六十一号〕

：
《略》
：

（保育所等との連携）

第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業・・・《略》・・・

- 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機・・・《略》・・・
- 二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所・・・《略》・・・
- 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を・・・《略》・・・

2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。

- 一 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う・・・《略》・・・
- 二 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行・・・《略》・・・

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、・・・《略》・・・

- 一 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等・・・《略》・・・
- 二 事業実施場所において代替保育が提供される・・・《略》・・・

【新】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

〔平成二十六年四月三十日号外
厚生労働省令第六十一号〕

：
《略》
：

（保育所等との連携）

第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業・・・《略》・・・

- 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機・・・《略》・・・
- 二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所・・・《略》・・・
- 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を・・・《略》・・・

2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

- 一 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う・・・《略》・・・
- 二 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行・・・《略》・・・

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、・・・《略》・・・

- 一 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等・・・《略》・・・
- 二 事業実施場所において代替保育が提供される・・・《略》・・・

4 市町村長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市町村長が適当と認めるものを

【旧】

：
《略》
：

(食事の提供の特例)

第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保・・・《略》・・・

：

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設・・・《略》・・・

- 一 連携施設
- 二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関・・・《略》・・・
- 三 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）・・・《略》・・・
- 四 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十二条に規定する家庭

【新】

第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）

二 法第六条の三第十二項及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって、法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

：
《略》
：

(食事の提供の特例)

第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保・・・《略》・・・

：

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設・・・《略》・・・

- 一 連携施設
- 二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関・・・《略》・・・
- 三 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）・・・《略》・・・
- 四 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十二条に規定する

【旧】

的保育事業を行う場所（第二十三条第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第二条第二項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

：

《略》

：

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に・・・《略》・・・

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著・・・《略》・・・
- 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応す・・・《略》・・・
- 四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法・・・《略》・・・
- 五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育・・・《略》・・・

：

《略》

：

（連携施設に関する特例）

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

：

【新】

家庭的保育事業を行う場所（第二十三条第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）[▲]において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

：

《略》

：

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に・・・《略》・・・

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著・・・《略》・・・
- 二 子ども・子育て支援法第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応す・・・《略》・・・
- 四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法・・・《略》・・・
- 五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育・・・《略》・・・

：

《略》

：

（連携施設に関する特例）

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第六条第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第六条の第三十二項第二号に規定する事業を行うものであって、市町村長が適当と認めるもの（附則第三条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第六条第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

：

【旧】

《略》

：

附 則

：

《略》

：

(食事の提供の経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日において現に存・・・《略》・・・

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第二十二
条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるもの
に限る。) の認可を得た施設等については、この省令の施行の
日から起算して十年を経過する日までの間は、第十五条、第二十
二条第四号(調理設備に係る部分に限る。) 及び第二十三条第一
項本文(調理員に係る部分に限る。) の規定は、適用しないこと
ができる。 この場合において、当該施設等は、第一条第二項に
規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育
事業所等内で調理する方法(第十条の規定により、当該家庭的保
育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設
等の調理施設において調理する方法を含む。) により行うために
必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であ
って、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業に
よる支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村
が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省
令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設
の確保をしないことができる。

【新】

《略》

：

附 則

：

《略》

：

(食事の提供の経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日において現に存・・・《略》・・・

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を
得た施設等については、この省令の施行の日から起算して十年を
経過する日までの間は、第十五条、第二十二條第四号(調理設備
に係る部分に限る。) 及び第二十三条第一項本文(調理員に係る
部分に限る。) の規定は、適用しないことができる。 この場合
において、当該施設等は、第一条第二項に規定する利用乳幼児へ
の食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する
方法(第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備
又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において
調理する方法を含む。) により行うために必要な体制を確保する
よう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第三条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を
除く。) は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子
育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の
必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、
第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から
起算して十年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないこ
とができる。